

令和4年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

受給には手続きが必要です。 ※本給付金をすでに受給した世帯は支給の対象となりません。

令和4年度の住民税均等割非課税世帯や、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援するため、給付金を支給します。

支給額

1世帯あたり **10万円**
※1世帯1回限り

支給方法

原則、世帯主名義で登録されている預貯金口座に振り込みます。

受給権者

支給対象となる世帯の世帯主

支給時期

確認書（または申請書）を受理した日から3週間後を目安に支給します。振り込み手続き完了後、支給決定のお知らせを順次郵送します。

支給対象と申請の有無

支給対象は、下記のいずれかに該当する世帯です。

※本給付金をすでに受給した世帯（令和3年度住民税非課税世帯、家計急変世帯）は
支給の対象となりません。

令和3年12月10日時点で日本国内におり、世帯全員の令和4年度分の
住民税均等割が非課税の世帯
※住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯を除く（非課税世帯）

申請時点で桐生市の住民基本台帳に記録があり、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し
世帯全員が **住民税非課税相当** の収入となった世帯（家計急変世帯）



令和4年6月1日時点で桐生市の住民基本台帳に記録のある世帯に、確認書を郵送します（返送が必要です）。
※上記が確認できない場合は、申請が必要です。



申請が必要です

申請期限＝9月30日（金）
当日消印有効

問い合わせ

制度に関すること

内閣府コールセンター

☎0120 - 526 - 145

時間＝午前9時～午後8時（土、日、祝日を除く）

申請・振り込みに関すること

桐生市コールセンター

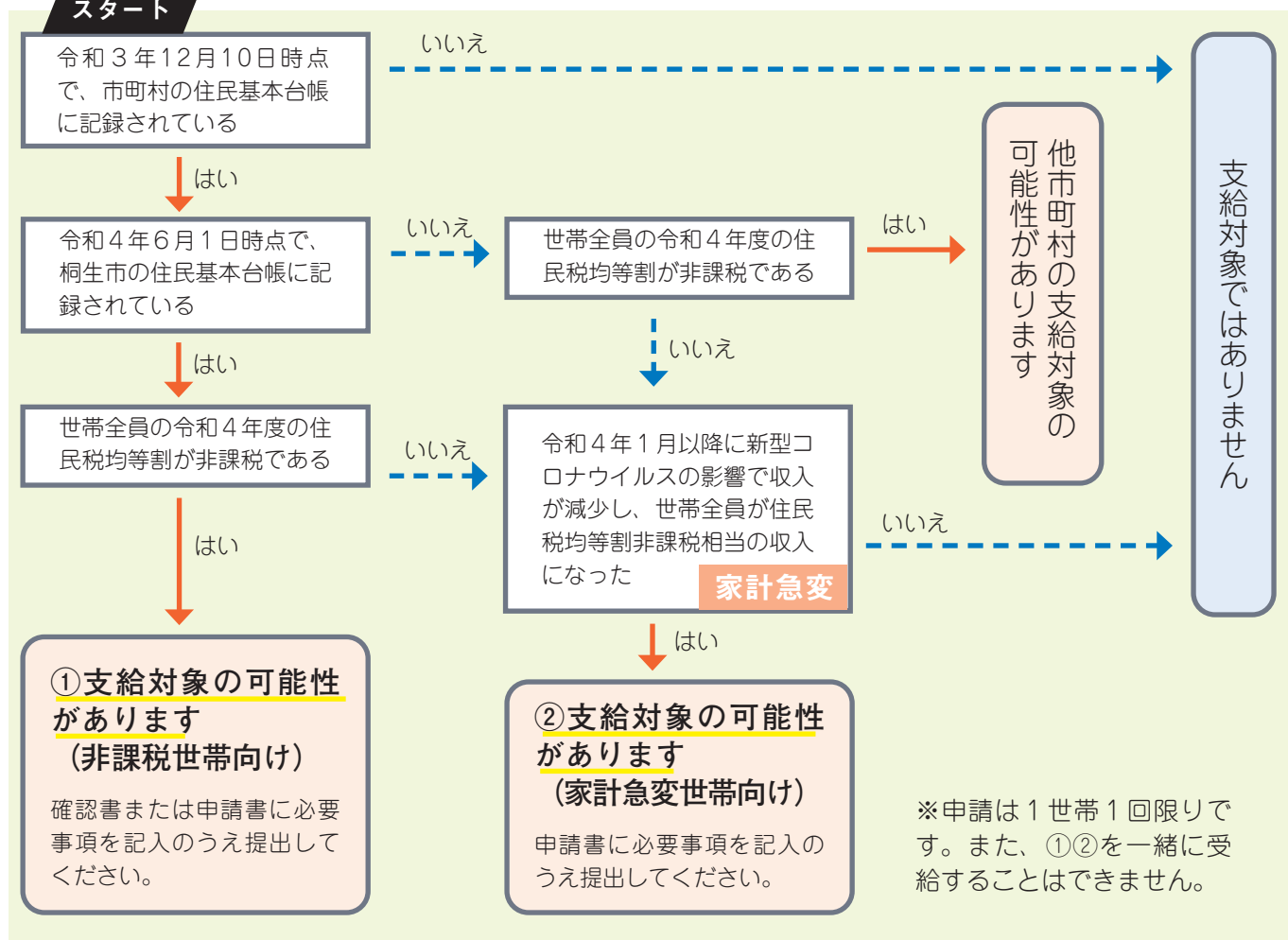
※7月11日（月）～9月30日（金）

☎0277 - 44 - 8621

時間＝午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）

給付金対象者 判定フローチャート

※本給付金をすでに受給した世帯（令和3年度住民税非課税世帯、家計急変世帯）は支給の対象となりません。



家計急変 判定方法イメージ

令和4年1月以降の「任意の1か月の収入」を12倍することで、年収に換算して判定します。

収入の種類は、給与・事業・不動産・年金です。収入限度額（A）で要件を満たさない場合は、1年間の所得限度額（B）で判定します。※非課税の公的年金収入（遺族・障害年金など）は含みません。

扶養している親族の状況など		(A) 非課税相当収入限度額		(B) 非課税相当所得限度額
		年間収入	月額目安	
単身または扶養親族がいない		965,000 円以下	80,000 円	415,000 円以下
配偶者・扶養親族を扶養している	1 人	1,469,000 円以下	122,000 円	919,000 円以下
	計 2 人	1,879,999 円以下	156,000 円	1,234,000 円以下
	計 3 人	2,327,999 円以下	193,000 円	1,549,000 円以下
	計 4 人	2,779,999 円以下	231,000 円	1,864,000 円以下
障がい者、未成年、寡婦、ひとり親		2,043,999 円以下	170,000 円	1,350,000 円以下

今後、デジタル化による行政の利便性向上と、デジタルに馴染みのない人々への「きつかけづくり」となる事業を推進してまいります。

桐生市長 荒木 恵司

デジタル社会では、「一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」誰一人取り残されない、人に優しい「デジタル化」の構築が重要です。

そこで、市内各地域で利用者が多い公民館などの25施設に、公衆無線LANを整備します。各施設の入口付近を中心に、通信可能な範囲で、インターネットを無料で利用できます。運用の開始時期や利用方法などは、改めてお知らせいたします。

コロナ禍で非接触・非対面による新しい生活様式が広がり、オンライン会議など、様々な場面でデジタル化が進んでいます。

デジタル社会では、「一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」誰一人取り残されない、人に優しい「デジタル化」の構築が重要です。

公民館などに
公衆無線LANを設置

こんにちは
市長です

